

第 1 2 号議案

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 1 3 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

期末手当の額を改めるとともに、令和 5 年 3 月に支給する期末手当
に関する特例措置を定める必要がある。

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

中野区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年中野区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「3月1日、」を削り、「1月以内に、」を「1か月以内に」に、「この項前段」を「、この項前段」に、「同様」を「、同様」に改め、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の177、12月に支給する場合には100分の183」を「100分の197.5」に改め、同条第3項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6か月以内」に改め、「その者の」の次に「次の表に掲げる」を加え、「次の表」を「同表」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間	割合
6か月	100分の100
3か月以上6か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

附則に次の1項を加える。

- 18 令和5年3月に支給する期末手当に関する第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の25」とあるのは、「100分の35」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中附則に1項を加える改正規定は令和5年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年6月に支給する期末手当に関する改正後の第6条第3項の規定の適用については、同項中「6か月」とあるのは「3か月」と、「3か月」とあるのは「1か月15日」とする。